

追加議案一覧表

(平成 31 年 3 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 36 号	湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 37 号	湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 38 号	湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 39 号	湖西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 36 号

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例

湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「軽運動室」を「卓球室」に改め、「別表」を「別表第 1」に改める。

第 8 条第 1 号中「おそれの」を「おそれか」に改め、同条第 2 号中「と認められる」を削り、同条第 3 号中「その他管理運営上」を「前各号に掲げるもののほか、管理運営上」に、「認められる」を「認める」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 施設又は設備等を破損するおそれがあるとき。

第 9 条第 3 号中「その他管理上」を「前 2 号に掲げるもののほか、管理上」に改める。

第 10 条第 2 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 14 条の見出し中「現状」を「原状」に改める。

第 17 条中「別表備考 3」を「別表第 1 備考 2 から備考 4 まで及び別表第 2」に改める。

別表を削る。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条、第 10 条関係）

施設

使用時間区分 使用区分		午前	午後	夜間
		9：00～13：00	13：00～17：00	17：00～21：00
体育室	専用 全面	1時間につき 660 円		1時間につき 1,320 円
	専用 半面	1時間につき 330 円		1時間につき 660 円
	個人 大人	1人1回 200 円	1人1回 200 円	1人1回 200 円
	個人 小人	1人1回 100 円	1人1回 100 円	1人1回 100 円
卓球室	専用	卓球台1台440円	卓球台1台440円	卓球台1台440円
	個人 大人	1人1回 200 円	1人1回 200 円	1人1回 200 円
	個人 小人	1人1回 100 円	1人1回 100 円	1人1回 100 円
トレーニング室	専用	1時間につき 330 円		
	個人	1人1回 200 円	1人1回 200 円	1人1回 200 円

備考

- 1 使用時間の開始は正時からとし、使用時間の終了は正時までとする。
- 2 小人とは 3 歳以上中学生以下の者をいい、大人とは小人以外の者（3 歳未満の者を除く。）をいう。
- 3 第 4 条第 2 項の規定により使用時間を変更した場合の 1 時間の利用料金は、17 時から 21 時までの使用時間区分の 1 時間に相当する額とする。
- 4 市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。）以外のものが専用使用する場合の利用料金は、この表に定める

利用料金に、当該利用料金の 10 割に相当する額を加えた額とする。

5 中学生以下の者が専用使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 分の 1 の額（市民以外の中学生以下の者が専用使用する場合にあっては、この表に定める利用料金の額）とする。

6 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

別表第 2（第 10 条関係）

照明設備

使用区分			利用料金
体育室	専用 全面	1 時間につき	120 円
	専用 半面		60 円

備考 9 時から 17 時までの間に体育室において照明設備を使用する場合に限り、この表に定める利用料金を加算する。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市勤労者体育センター条例（以下「新条例」という。）第 3 条、第 10 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、新条例別表第 1 及び別表第 2 に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 37 号

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する
条例制定について

湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成 26 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する
条例

湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成 26 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「認められる」を「認める」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

1 湖西市新居体育館

使用区分		使用時間		午前	午後	夜間
				8時～13時	13時～17時	17時～21時
競技場	専用 全面	1時間につき 990円			1時間につき 1,980円	
	専用 半面	1時間につき 500円			1時間につき 990円	
	専用 1/3面	1時間につき 330円			1時間につき 660円	
卓球室	専用	卓球台 1台 880円		卓球台 1台 880円		卓球台 1台 880円
	個人 大人	1人1回	300円	1人1回	300円	1人1回 300円
	個人 小人	1人1回	150円	1人1回	150円	1人1回 150円
ジム	個人	1人1回	300円	1人1回	300円	1人1回 300円
		1か月定期券 4,500円				
スタジオ	専用	1時間につき 660円				
会議室	専用	1時間につき 440円				

備考

- 1 使用時間の開始は正時からとし、使用時間の終了は正時までとする。
- 2 小人とは3歳以上中学生以下の者をいい、大人とは小人以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 3 第7条第2項の規定により使用時間を変更した場合の1時間の利用料金は、17時から21時までの時間区分の1時間に相当する額とする。
- 4 市民(市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。)が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める利用料金又は備考3の規定により算定した利用料金（次号及び第3号並びに備考5において「基本利用料金」という。）に当該利用料金の40割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の2分の1の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金の額
- 5 市民以外のものが専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本利用料金に当該基本利用料金の50割に相当する額を加えた額

- (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金に当該基本利用料金の 10 割に相当する額を加えた額
- 6 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 照明設備

使用区分			利用料金
競技場	専用 全面	1 時間につき	250 円
	専用 半面		130 円
	専用 1/3 面		90 円

備考 8 時から 17 時までの間に競技場において照明設備を使用する場合に限り、この表に定める利用料金を加算する。

3 湖西市新居弓道場

使用時間 \ 使用区分	8 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時	8 時～21 時
専用	1,100 円	1,100 円	2,200 円	4,400 円
個人 1 人につき	110 円	110 円	170 円	390 円

備考

- 1 第 7 条第 2 項の規定により使用時間を変更した場合の 1 時間の利用料金は、17 時から 21 時までの時間区分の 1 時間に相当する額とする。
- 2 市民が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める利用料金又は備考 1 の規定により算定した利用料金（次号及び第 3 号並びに備考 3 において「基本利用料金」という。）に当該利用料金の 40 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の 2 分の 1 の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金の額
- 3 市民以外のものが専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本利用料金に当該基本利用料金の 50 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金に当該基本利用料金の 10

割に相当する額を加えた額

- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

4 湖西市新居庭球場

使用区分 \ 使用時間	8時～13時	13時～17時	17時～21時	8時～21時
専用	2,970円	2,970円	5,940円	11,880円
個人 1人につき	220円	220円	440円	880円

備考

- 1 第7条第2項の規定により使用時間を変更した場合の1時間の利用料金は、17時から21時までの時間区分の1時間に相当する額とする。
- 2 市民が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める利用料金又は備考1の規定により算定した利用料金（次号及び第3号並びに備考3において「基本利用料金」という。）に当該利用料金の40割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の2分の1の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金の額
- 3 市民以外のものが専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本利用料金に当該基本利用料金の50割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金に当該基本利用料金の10割に相当する額を加えた額
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市新居スポーツ広場公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、同表に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 38 号

湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を次のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 渡 辺 貢

湖西市条例第 号

湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例

湖西市議会委員会条例（昭和 46 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「市民経済部」を「市民安全部の所管に属する事項、産業部」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

湖西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を 改正する条例制定について

上記の議案を次のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 渡 辺 貢

湖西市条例第 号

湖西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を 改正する条例

湖西市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 26 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表研修費の項中「団体等」を「議員が研修会を開催するために要する経費及び団体等」に改め、同表備考 2 中「（宿泊料を除く。）」を削り、同表備考 3 を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の湖西市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 31 年度分の政務活動費から適用する。